

健康支援活動提携協定書

東村（以下、甲という）と 名桜大学（以下、乙という）は、甲が抱える健康問題に対して甲と乙が協力的に健康支援活動を行うこととする提携協定を、ここに締結する。

（趣旨）

第1条 近年加速的に深刻な健康問題（肥満、糖尿病、心疾患、脳梗塞など）を抱える自治体が増えている。名桜大学は北部12市町村の人々の健康に貢献するため科学的根拠に基づく運動処方を中核とした教育・研究活動を推進していくことを目的として健康・長寿サポートセンターを設置し、自治体との効率的、持続的な連携を図る必要から協定書を作成する。

（目的）

第2条 甲と乙の連携により、甲に対して乙が行う健康支援活動を効果的に実施することで、甲の健康問題の改善並びに地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 甲は、乙に対して積極的に地域コミュニティとの繋ぎ役を行う。

2 乙は、甲と連携し地域コミュニティに対し、積極的且つ継続的に健康支援活動を実施する。

3 甲と乙は、積極的に相互交流を行い、両者の互恵的な発展を図りながら、健康・長寿を支援する。

4 乙は教育研究活動に支障をきたさない範囲において甲と提携する。

（傷害保険）

第4条 甲は、乙が行なう村民に対する健康支援活動に際し、傷害保険に加入するものとし、甲が保険料を負担するものとする。

（報酬及び支払い）

第5条 乙の健康支援活動に対する報酬は、原則無報酬とする。ただし、遠隔地への活動のため、交通費を甲が負担するものとする。

以上の通り、甲及び乙は、平成25年11月5日に提携協定を、ここに締結する。甲と乙の間に提携協定に関する基本合意が成立した証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成25年11月5日

甲：沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地

東村長

伊集盛久



乙：名護市字為又 1220 番地 1

名桜大学学長

瀬名波 榮 貴

